(b)　新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
(c)　新株予約権の行使時の払込金額
(d)　新株予約権の行使期間
(e)　新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
(f)　新株予約権の行使の条件
(g)　新株予約権の譲渡に関する事項
(h)　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（会社法第236条第１項第８号に規定する事項をいう。）
(i)　金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額

c　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号。⑷1ｃにおいて「商法等改正整備法」という。）第19条第１項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、ｂに準じて記載すること。

d　会社法第236条第１項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、同一内容の新株予約権ごとに記載すること。

e　ａからｄまでにより記載すべき事項の全部又は一部を「第５　経理の状況」のうちストック・オプションに係る注記において記載した場合には、「①　ストックオプション制度の内容」にその旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。

⑷0　ライツプランの内容

a　「第二部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、当該新株予約権の発行に係る決議年月日及び付与対象者のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における⑶9ｂ(a)から(i)までに掲げる事項並びに取得条項に関する事項及び信託の設定の状況を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

b　ａに掲げるもののほか、⑶9ｃ及びｄに準じて記載すること。

⑷1　その他の新株予約権等の状況

a　「⑵　新株予約権等の状況」の「①　ストックオプション制度の内容」及び「②　ライツプランの内容」に記載した新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る⑶9ｂ(a)から(i)までに掲げる事項及び新株予約権のうち自己新株予約権の数を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

［加える。］

⑷1　新株予約権等の状況

a　新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項（⑷7において「新株予約権の内容」という。）を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。